記者発表資料

令和６年３月２２日
福島河川国道事務所
福　　島　　県

福島県で"初"となる「特定都市河川」に
阿武隈川水系釈迦堂川等・逢瀬川等・谷田川等を指定！

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、国土交通省では阿武隈川水系釈迦堂川等の計９河川を令和６年３月２６日に特定都市河川へ指定します。福島県では阿武隈川水系逢瀬川等の計３河川・同水系谷田川等の計２河川を令和６年７月１日に特定都市河川へ指定します。

○ 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は令和３年１１月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第３条第１項等の規定に基づき、令和６年３月２６日に一級河川阿武隈川水系釈迦堂川等の計９河川について特定都市河川として指定します。（令和６年３月２６日付告示・同日付指定）

○ また、福島県知事は法第３条第４項等の規定に基づき、令和６年７月１日に一級河川阿武隈川水系逢瀬川等の計３河川、同水系谷田川等の計２河川について特定都市河川として指定します。（令和６年３月２６日付告示・同年７月１日付指定）

○ 今後、阿武隈川水系釈迦堂川等、逢瀬川等及び谷田川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。

○ なお、釈迦堂川流域水害対策協議会設立を５月頃に予定しております。開催時期等の詳細については別途お知らせいたします。

（添付資料）

別紙１　「流域治水」の本格的な実践に向けた「阿武隈川水系釈迦堂川等」の特定都市河川への指定
別紙２　「流域治水」の本格的な実践に向けた「阿武隈川水系逢瀬川等・谷田川等」の特定都市河川への指定
別紙３　特定都市河川へ指定するまでの経緯（釈迦堂川・逢瀬川・谷田川）
参　考　法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践　特定都市河川浸水被害対策法の適用

＜発表記者会＞福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、郡山市記者クラブ、須賀川市記者クラブ、白河市記者クラブ

【問合せ先】　○釈迦堂川等の指定について

国土交通省　東北地方整備局　福島河川国道事務所
住　所：福島県福島市黒岩字榎平３６
電　話：０２４－５３９－６１２７（流域治水課直通）
副所長（河川）　佐藤（さとう）　克彦（かつひこ）（内線２０４）
流域治水課長　秋田（あきた）　桜彩（さあや）（内線３５１）

○逢瀬川等、谷田川等の指定について

福島県　土木部　土木企画課
住　所：福島県福島市杉妻町２－１６（本庁舎４階）
電　話：０２４－５２１－７５４８
主幹（防災・システム・社会基盤強靭化担当）　旗野（はたの）　直広（なおひろ）

「流域治水」の本格的な実践に向けた「阿武隈川水系釈迦堂川等」の特定都市河川への指定

別紙1

釈迦堂川の特徴

・釈迦堂川は上流部が山間部で郡山盆地とよばれる平坦地が広がり、阿武隈川に合流している。

・沿川に、須賀川市、白河市等の市街地があり、人口や資産が集積している。



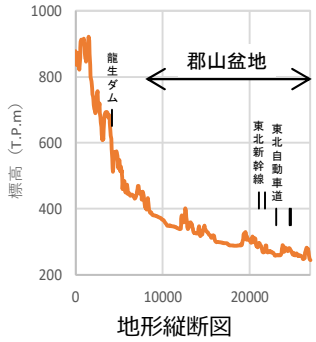

地形縦断図

・釈迦堂川は、近年の大規模出水である令和元年東日本台風では阿武隈川本川でHWLを超過し、越水が生じている。

・阿武隈川のHWL超過は15時間以上で、釈迦堂川のピーク時間と重複しており、阿武隈川のバックウォーターにより釈迦堂川の排水が困難な状況であった。

令和元年東日本台風の出水状況



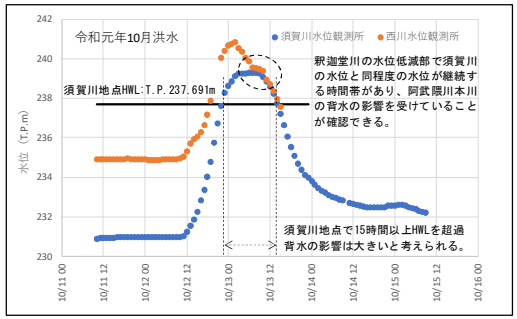

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践



○河川区間：
阿武隈川水系釈迦堂川[9河川]
○流域面積：307.8km²
流域には、須賀川市、白河市、鏡石町、矢吹町、天栄村、西郷村、泉崎村が含まれる。
【2市2町3村】

凡例
- 指定を行おうとする河川(国管理)
- 指定を行おうとする河川(県管理)
- その他河川
- 指定を行おうとする河川の流域(釈迦堂川)
- 行政区域

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

R1.10　令和元年東日本台風により、阿武隈川本川水位がHWL（計画高水位）を15時間以上超過した。須賀川市では全壊155棟、半壊675棟、一部損壊232棟となった。

R4.3　令和4年3月11日に「流域治水」の取組をさらに加速することを目的に有識者、国、県、流域7市町村を委員とした「釈迦堂川流域水害対策検討会」を設立。

R5.2　有識者・県・流域市町村と特定都市河川指定について「基本合意」が得られた。



令和元年東日本台風による浸水状況


第2回釈迦堂川流域水害対策検討会（R5.2.13）

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

（具体的な対策は、釈迦堂川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載）

ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用
特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

○流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
- 河道掘削・堤防整備
- 雨水貯留施設の整備
- 準用河川の分水路整備
- 農業用ため池の治水整備　等

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化
（雨水浸透阻害行為の許可）

○流出量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け

貯留機能を有する土地の有効活用
（田んぼダムの推進、貯留機能保全区域の指定）

○農地遊水機能の積極的な活用「田んぼダム」の推進
○貯留機能保全区域の検討　等

流域全体・様々な関係者で「命と暮らしを守る取組み」を推進

○田んぼダム及び雨水貯留浸透施設の整備等による浸水被害の軽減
○協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進　等



雨水貯留施設の整備



農業用ため池の治水整備



農地遊水機能の積極的な活用

特定都市河川流域全体の取組みにより、早期に釈迦堂川流域の安全度を向上させる

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

「流域治水」の本格的な実践に向けた「阿武隈川水系逢瀬川等・谷田川等」の特定都市河川への指定

別紙2

逢瀬川・谷田川の特徴

・逢瀬川及び谷田川は、上流部は山地で河川勾配が急であり、中下流部は郡山盆地とよばれる平坦地が広がり、阿武隈川に合流している。

・下流部に、郡山市の市街地や工業団地があり、人口や資産が集積している。

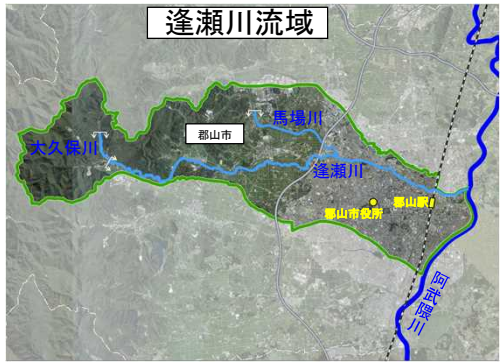

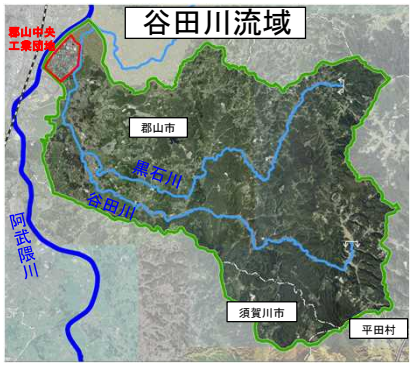

・近年の大規模出水である令和元年東日本台風では、阿武隈川本川でHWLを超過し、阿武隈川本川及びその支川の逢瀬川及び谷田川で越水等による浸水被害が発生している。

・令和元年東日本台風の洪水時において、阿武隈川本川と支川がほぼ同じ水位変動となっており、阿武隈川のバックウォーターにより逢瀬川及び谷田川の排水が困難な状況であった。



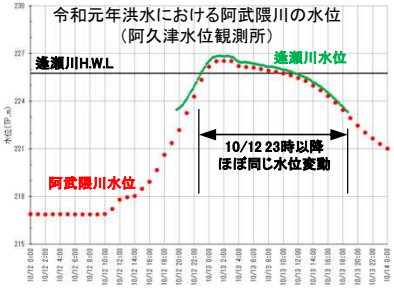

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

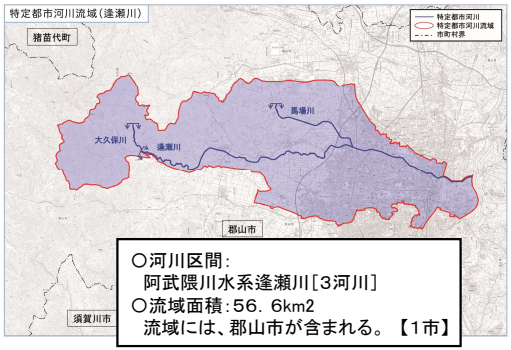

○河川区間：
阿武隈川水系逢瀬川［3河川］
○流域面積：56．6km2
流域には、郡山市が含まれる。【1市】

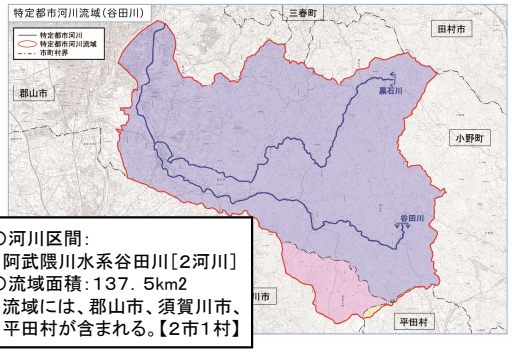

○河川区間：
阿武隈川水系谷田川［2河川］
○流域面積：137．5km2
流域には、郡山市、須賀川市、平田村が含まれる。【2市1村】

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

R1.10　令和元年東日本台風において、越水や堤防決壊等により、逢瀬川沿川では約700戸、谷田川沿川では約1,090戸が浸水する甚大な被害が発生。
※阿武隈川からの越水による被害を含む


令和元年東日本台風による浸水状況

R4.10　令和4年10月に「流域治水」の取組をさらに加速させることを目的に、有識者、国、県、流域市村を委員とした「逢瀬川及び谷田川流域水害対策検討会」を設立。

R5.2　第3回検討会において、特定都市河川の制度を活用し、浸水被害対策を進めていく方針をとりまとめ。


第３回逢瀬川及び谷田川流域水害対策検討会（R5.8.31）

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

（具体的な対策は、逢瀬川及び谷田川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載）

ハード整備の加速化

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

○流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
- 河道掘削・堤防整備
- 下水道施設の整備
- 雨水貯留施設の整備
- 農業用ため池の治水整備　等

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化（雨水浸透阻害行為の許可）

○流出量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け

貯留機能を有する土地の有効活用（田んぼダムの推進、貯留機能保全区域の指定）

○農地遊水機能の積極的な活用「田んぼダム」の推進
○貯留機能保全区域の検討　等

「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」を目指す

○雨水貯留浸透施設の整備等による浸水被害の軽減
○協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進　等


河川改修・河道掘削



下水道整備の推進



農業用ため池等の治水活用

特定都市河川流域全体の取組みにより、早期に両流域の安全度を向上させる

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

特定都市河川へ指定するまでの経緯（釈迦堂川・逢瀬川・谷田川）

別紙3

	釈迦堂川	逢瀬川・谷田川
～これまで	令和元年東日本台風等において甚大な被害が発生	
令和4年3月11日	第１回 釈迦堂川流域水害対策検討会	
令和4年10月17日		第１回 逢瀬川・谷田川流域水害対策検討会
令和5年2月13日	第２回 釈迦堂川流域水害対策検討会	
令和5年3月24日		第２回 逢瀬川・谷田川流域水害対策検討会
令和5年8月31日		第３回 逢瀬川・谷田川流域水害対策検討会
令和5年11月20日	法定意見聴取開始	
令和6年1月11日		法定意見聴取開始
令和6年3月26日	特定都市河川指定の告示 釈迦堂川特定都市河川指定	逢瀬川・谷田川特定都市河川指定
令和6年7月1日		

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
特定都市河川浸水被害対策法の適用

参　考

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している　　例）平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風　等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね５割以上の河川

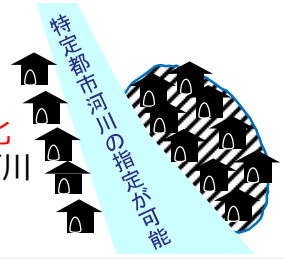

自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

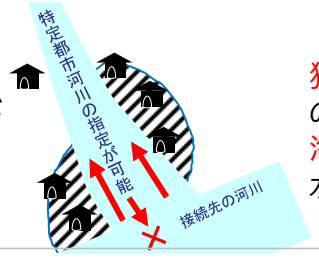

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

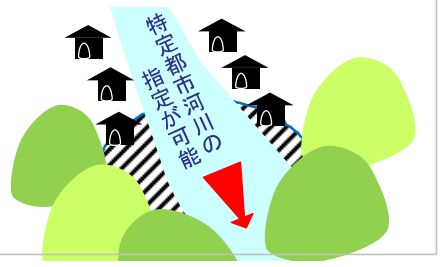

流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画　策定
洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20−30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を**本格的に実践**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

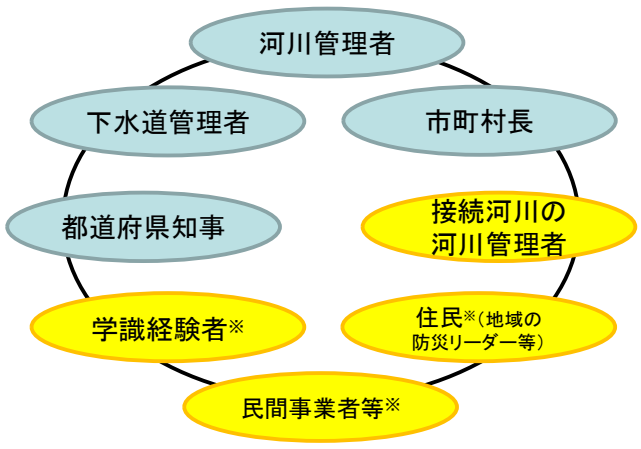

：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強　　等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m³（条例で0.1−30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における
居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ